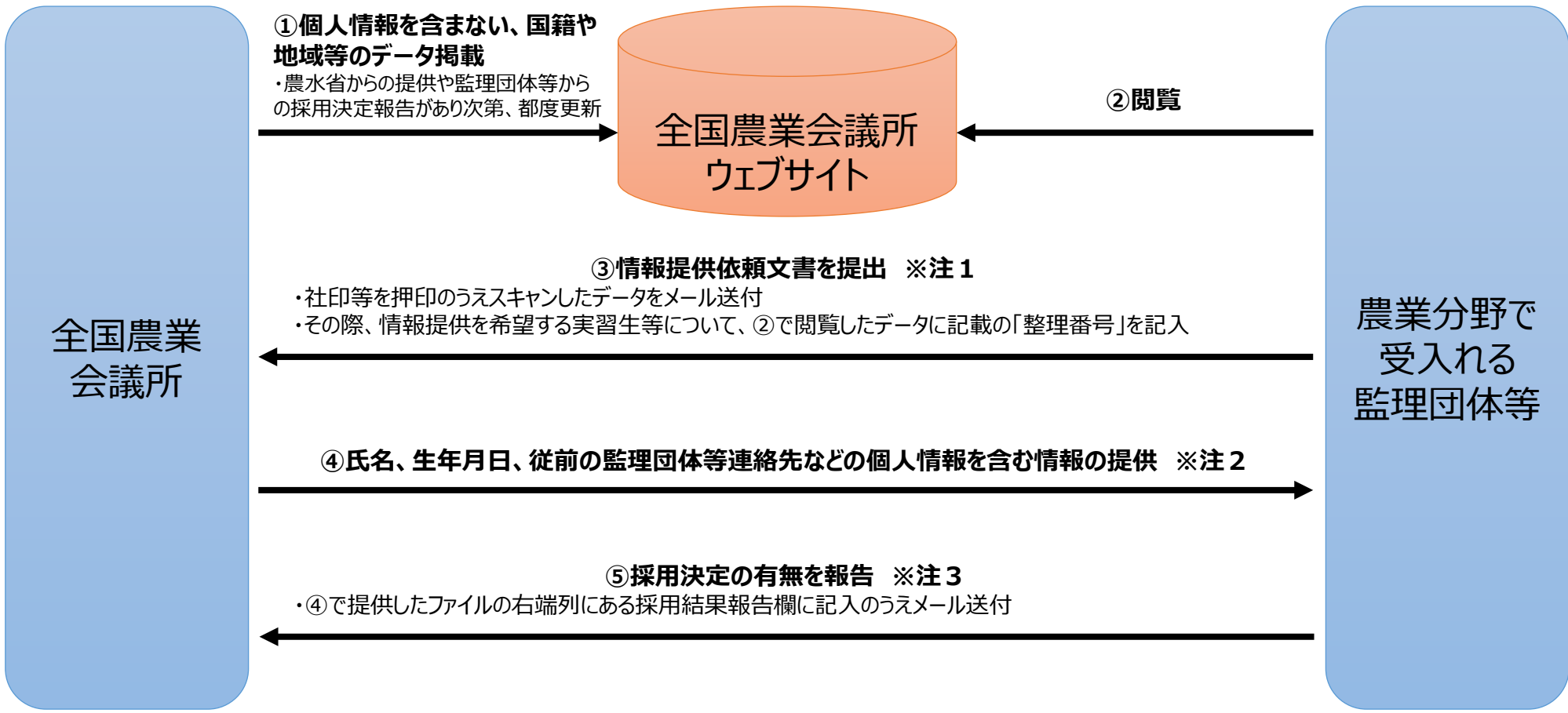


＜技能実習生等の雇用維持支援策の農業分野における情報提供フロー＞



注 1. 日本農業法人協会会員の方は、同協会へ情報提供依頼をしてください。

注 2. 当会議所から個人情報を提供できる範囲は、出入国在留管理庁の「個人情報の取扱いに関する同意書」に基づき、以下の通りとします。

- ①職業紹介の許可を有する監理団体及び登録支援機関（農業分野での受入れに限る）
- ②受入れ機関候補となる事業者（農業分野での受入れに限る）

注 3. 採用が成立、あるいは不成立となった場合、速やかにご報告ください。

注 4. 全国農業会議所は情報提供機関であり、実際の雇用調整には関与しかねます。